



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 開拓地環境整備事業補助金交付規程を廃止する告示（農政経済課） 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 2
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 3
- 海岸保全区域の指定（農村整備課） 3
- 沖縄県間伐促進強化対策事業補助金交付規程を廃止する告示（森林緑地課） 4
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 4
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課） 4
- 道路の区域の変更（道路管理課） 5
- 都市計画事業の変更の認可・3件（都市計画・モノレール課） 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 6
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立総合教育センター） 7

教育委員会事項

- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認 7
- 指定管理者の指定 8
- 奥武山総合運動場の利用料金の承認 8

正 誤

- 平成21年2月27日付け公報第3733号中訂正 16

告 示

沖縄県告示第218号

開拓地環境整備事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

開拓地環境整備事業補助金交付規程を廃止する告示

開拓地環境整備事業補助金交付規程（昭和50年沖縄県告示第62号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成21年3月27日から施行する。

沖縄県告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 南風原町喜屋武土地改良区
- 2 認可年月日 平成21年 3月18日

沖縄県告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり南風原町喜屋武土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	中村祐永	南風原町字喜屋武163番地
理事	野原広造	南風原町字喜屋武57番地
理事	赤嶺信雄	南風原町字喜屋武261番地の1
理事	赤嶺保善	南風原町字喜屋武116番地
理事	大城喜信	南風原町字喜屋武66番地
理事	銘苺春輝	南風原町字宮平1095番地の2
理事	野原廣常	南風原町字喜屋武10番地
理事	田本流基	南風原町字兼城263番地の6
理事	赤嶺誠助	南風原町字喜屋武358番地
監事	赤嶺保長	南風原町字喜屋武115番地
監事	赤嶺猛	那覇市松川1丁目4番28号

任期 平成21年 3月14日から平成25年 3月13日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	中村祐永	南風原町字喜屋武163番地
理事	野原広造	南風原町字喜屋武57番地
理事	赤嶺信雄	南風原町字喜屋武261番地の1
理事	赤嶺保善	南風原町字喜屋武116番地
理事	野原廣喜	南風原町字喜屋武438番地
理事	大城喜徳	南風原町字喜屋武80番地
理事	大城喜信	南風原町字喜屋武66番地
理事	銘苺春輝	南風原町字宮平1095番地の2
理事	野原廣常	南風原町字喜屋武10番地
理事	田本流基	南風原町字兼城263番地の6
理事	赤嶺誠助	南風原町字喜屋武358番地

監事	赤嶺保長	南風原町字喜屋武115番地
監事	赤嶺猛	那覇市松川1丁目4番28号

沖縄県告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良区の名称 糸満市小波蔵土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成21年3月18日

沖縄県告示第222号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県農林水産部農村整備課及び沖縄県中部農林土木事務所において縦覧に供する。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

海 岸 の 名 称			指 定 区 域
沿 岸 名	海 岸 名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	中城湾港海岸	北浜地区海岸	基点1から基点14までの各点を順次に直線で結んだ線、補助点1から補助点6までの各点を順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点14と補助点6を直線で結んだ線、以上の線で囲まれた区域 基点1 中頭郡中城村字津覇372番地に設置された標杭の点 (X=27,421.902、Y=28,933.418) 基点2 基点1から173度01分24秒72.407メートルの地点 基点3 基点2から182度08分24秒46.010メートルの地点 基点4 基点3から188度34分16秒17.265メートルの地点 基点5 基点4から252度05分33秒49.901メートルの地点 基点6 基点5から184度48分16秒99.177メートルの地点 基点7 基点6から188度46分25秒94.539メートルの地点 基点8 基点7から273度11分33秒1.742メートルの地点 基点9 基点8から188度57分01秒306.213メートルの地点 基点10 基点9から187度57分45秒62.251メートルの地点 基点11 基点10から140度24分08秒37.271メートルの地点 基点12 基点11から175度54分41秒141.941メートルの地点 基点13 基点12から104度51分46秒61.856メートルの地点 基点14 基点13から193度31分20秒24.751メートルの地点 補助点1 基点1から83度09分10秒21.252メートルの地点 補助点2 補助点1から173度08分57秒156.540メートルの地点 補助点3 補助点2から253度03分36秒31.273メートルの地点 補助点4 補助点3から184度38分08秒680.182メートルの地点 補助点5 補助点4から104度51分29秒75.264メートルの地点 補助点6 補助点5から193度25分52秒73.784メートルの地点

沖縄県告示第223号

沖縄県間伐促進強化対策事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成21年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県間伐促進強化対策事業補助金交付規程を廃止する告示

沖縄県間伐促進強化対策事業補助金交付規程（昭和60年沖縄県告示第1013号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成21年 3月27日から施行する。

沖縄県告示第224号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、平良加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成21年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第225号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成21年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成21年 3月13日 沖縄県指令農第205号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

3 埋立区域

(1) 位置 沖縄県国頭郡国頭村字安田幸地原1896番地の3の地先公有水面

(2) 区域 次の①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ平成17年の秋分の満潮位（DL+2.02メートル）における公有水面と物揚場との境界線、⑩の地点と⑫の地点を結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点玉24安田（北緯26度44分59秒3029、東経128度19分21秒6990）から200度43分35秒1,056.60メートルの地点

②の地点 ①の地点から174度06分07秒55.17メートルの地点

③の地点 ②の地点から264度03分11秒1.30メートルの地点

④の地点 ③の地点から354度06分35秒23.02メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から265度46分40秒1.49メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から354度15分05秒4.49メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から84度40分04秒1.51メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から354度01分05秒25.62メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から261度45分33秒1.47メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から354度24分56秒4.52メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から83度13分14秒1.44メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から174度42分25秒2.47メートルの地点

(3) 面積 84.83平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成18年10月10日 沖縄県指令農第831号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 国頭村

沖縄県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成21年3月27日から同年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 39号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市安里1丁目468番15から 那覇市安里1丁目467番4まで	18.3m ～ 27.6m	15.9m
新	那覇市安里1丁目468番15から 那覇市安里1丁目467番4まで	27.6m ～ 29.5m	15.9m

沖縄県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和57年沖縄県告示第148号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 八重瀬町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 6・5・東1号東風平運動公園
- 3 事業施行期間 昭和57年3月8日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第559号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・4・2号田井等公園
- 3 事業施行期間 平成14年6月21日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成17年沖縄県告示第463号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画公園事業
 - (2) 名称 名6号安和・山入端緑地
- 3 事業施行期間 平成17年7月8日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年12月27日 沖縄県指令土第947号、平成21年3月6日 沖縄県指令土第143号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字東仲宗根添1753番54ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宮古島市城辺字下里添1042番地の455 社会福祉法人祐愛会 理事長 奥原典一
- 5 検査済証番号 平成21年3月18日 第2700号
- 6 工事完了年月日 平成21年3月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年4月16日 沖縄県指令土第527号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長850番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町2丁目57番地8 瀬長和江
- 5 検査済証番号 平成21年3月18日 第2701号
- 6 工事完了年月日 平成21年3月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年1月18日 沖縄県指令土第19号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字高平674番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字高平776番地 豊里幸恵
- 5 検査済証番号 平成21年3月18日 第2702号
- 6 工事完了年月日 平成21年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成21年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年1月18日 沖縄県指令土第20号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字高平674番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字高平743番地 松原ゆりか
- 5 検査済証番号 平成21年3月18日 第2703号
- 6 工事完了年月日 平成21年3月3日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成21年3月27日

沖縄県立総合教育センター所長 大 城 浩

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 沖縄グローバルエデュケーションネットワークシステムの開発及び複合型外国語学習システムエントランスサーバ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄県沖縄市宇与儀587番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成21年1月15日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社国健システム 沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号
- 5 契約金額 41,996,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会告示第3号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成21年3月27日

沖縄県教育委員会

委員長 比 嘉 梨 香

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成21年4月11日から同年5月17日まで

4 観覧料の額

企画展 「アトミックサンシャインの中へ in 沖縄ー日本国平和憲法第9条下における戦後美術」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県教育委員会告示第4号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第6条の規定により、奥武山総合運動場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年 3月27日

沖縄県教育委員会

委員長 比 嘉 梨 香

- 指定管理者となる団体 株式会社トラステック 那覇市安里2丁目3番1号
- 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

沖縄県教育委員会告示第5号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第3項の規定により、奥武山総合運動場の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年 3月27日

沖縄県教育委員会

委員長 比 嘉 梨 香

- 施設の名称 奥武山総合運動場
- 指定管理者 株式会社トラステック 那覇市安里2丁目3番1号
- 利用料金の適用年月日 平成21年4月1日
- 利用料金の額
 - 奥武山陸上競技場
 - 専用利用の利用料金

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,620円	2,620円	5,250円	780円
		一般・学生	5,250円	5,250円	10,500円	1,570円

場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の100人分を加算して得た額			
同上の練習のために専用する場合		アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の区分及び時間区分に応じた利用料金の額の2分の1の額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	10,500円	10,500円	21,000円	3,150円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の200人分を加算して得た額			

イ 個人及び団体練習の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券(11枚)
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の9を乗じて得た額			
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の8を乗じて得た額			
	200人以上の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額			
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒	1人1回につき30円			
	一般・学生	1人1回につき60円			

ウ 施設設備の利用料金

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置			1,050円	1,050円	2,100円	520円
屋外照明（専用利用の場合）	児童・生徒	全点灯	1時間につき1,260円			
		2分の1点灯	1時間につき630円			
	一般・学生	全点灯	1時間につき2,520円			

		2分の1点灯	1時間につき1,260円
--	--	--------	--------------

エ 用具の利用料金

種 類	利用料金の額	種 類	利用料金の額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

(2) 奥武山補助競技場
専用利用の利用料金

区 分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,200円	1,200円	2,400円	340円
その他の催物に専用する場合	2,410円	2,410円	4,820円	720円

(3) 奥武山庭球場
ア 専用利用の利用料金

区 分	利用料金の額（1面につき）				
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)	
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	680円	680円	1,360円	180円
	一般・学生	1,400円	1,400円	2,800円	380円
入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額				

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額（1面につき）	
	9時～17時	時間外（1時間につき）
児童・生徒	1時間につき160円	180円
一般・学生	1時間につき340円	380円

ウ 施設設備の利用料金

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
場内放送装置	630円	630円	1,260円	310円
会議室	260円	260円	520円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

(4) 奥武山水泳プール

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	1時間につき900円
	50メートルプール	1時間につき1,920円
	飛び込みプール	1時間につき1,920円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	最高入場料（税込）の100人分
	飛び込みプール	最高入場料（税込）の100人分

イ 個人及び団体練習の利用料金

区 分		利用料金の額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円
	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券（11枚）2,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の8を乗じて得た額	
	200人以上の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額	

ウ 施設設備の利用料金

種 類	利用料金の額

	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,050円	1,050円	2,100円	520円
会議室	520円	520円	1,050円	520円

(5) 武道館

ア 専用利用の利用料金

(7) アリーナ棟

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュア スポーツ等 の催物に専 用する場合	入場料を徴収 しない場合	児童・生徒	14,470円	14,470円	28,950円	3,970円
		一般・学生	17,660円	17,660円	35,320円	4,850円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額			
その他の催 物に専用す る場合	入場料を徴収 しない場合	営利を目的とし ない場合	24,020円	24,020円	48,040円	6,600円
		営利を目的とす る場合	99,450円	99,450円	198,910円	27,340円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額			
備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。						

(イ) 錬成道場棟

区 分			利用料金の額				
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)	
アマチ ュアス ポーツ 等の催 物に専 用する 場合	入場料 を徴収 しない 場合	児童・ 生徒	錬成道場(各階ごと)	3,930円	3,930円	7,870円	1,080円
			トレーニングルーム	3,420円	3,420円	6,840円	940円
			相撲場	1,570円	1,570円	3,150円	530円
		一般・ 学生	錬成道場(各階ごと)	4,990円	4,990円	9,990円	1,370円

			トレーニングルーム	5,200円	5,200円	10,410円	1,420円
			相撲場	2,100円	2,100円	4,200円	680円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の10人分を加算して得た額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	錬成道場（各階ごと）	6,130円	6,130円	12,260円	3,370円
	入場料を徴収する場合	営利を目的とする場合	錬成道場（各階ごと）	25,500円	25,500円	51,000円	7,000円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の20人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額	
児童・生徒	2時間につき90円	回数券（11枚）900円
一般・学生	2時間につき160円	回数券（11枚）1,600円

ウ 施設設備の利用料金

(7) アリーナ棟

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （1時間につき）
大型映像装置	11,890円	11,890円	23,790円	3,260円
場内放送装置	1,180円	1,180円	2,370円	580円
場内音響装置	10,840円	10,840円	21,690円	2,980円
役員室	310円	310円	630円	100円
控室	310円	310円	630円	100円

(1) 錬成道場棟

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （1時間につき）

場内放送装置	1,180円	1,180円	2,370円	580円
会議室	560円	560円	1,130円	160円
研修室	560円	560円	1,130円	160円
修養室	310円	310円	630円	100円
役員室（相撲場）	310円	310円	630円	100円

エ 用具の利用料金

種 類	利用料金の額 (1回につき)	種 類	利用料金の額 (1回につき)
電光表示装置一式	520円	卓球台一式	100円
ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動式バスケット台一式	210円	長机1台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子1脚	10円

オ 冷房利用料金（専用利用の場合）

(7) アリーナ棟

区 分	利用料金の額（1時間につき）
アリーナ	11,670円
役員室	100円
控室	100円

(4) 錬成道場棟

区 分	利用料金の額（1時間につき）
錬成道場（各階ごと）	1,680円
トレーニングルーム	530円
会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室（相撲場）	100円

(6) 奥武山弓道場

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	1,570円	1,570円	3,150円	2,100円
	一般・学生	2,100円	2,100円	4,200円	3,150円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区 分		利用料金の額		
		9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒		70円	70円	110円
一般・学生		150円	150円	220円

(7) 糸満球技場

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合		1,200円	1,200円	2,400円	340円
その他の催物に専用する場合		2,410円	2,410円	4,820円	720円

イ 個人及び団体練習の利用料金

区 分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

ウ 施設設備の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)

会議室	260円	260円	520円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

(8) ライフル射撃場

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,350円
	一般・学生	4時間につき16,700円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額		
児童・生徒	2時間につき220円	回数券(11枚) 2,200円	定期券(1年) 11,000円
一般・学生	2時間につき440円	回数券(11枚) 4,400円	定期券(1年) 22,000円

正	誤
---	---

平成21年2月27日付け公報第3733号掲載の「車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定(沖縄県告示第102号)」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
10	上から2	192番3	191番1

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月 1,800円
---	---